

16 平成19年3月23日申請（平成19年（争）第1号～第2号）（接続協定の細目等）

（1）経過

平成19年	
3月23日	A社から、あっせんの申請（平成19年（争）第1号（以下「第1号」という。）及び同第2号（以下「第2号」という。）。（⇒（2））
26日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第1号）。 委員会から、C社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第2号）。
30日	B社から、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号）。 C社から、あっせんに応じる考えはない旨の報告（第2号）。（⇒（3））
4月5日	委員会から、各当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

（2）申請における主な主張（第1号及び第2号）

A社は、アナログ電話サービスの提供に当たり、B社及びC社との間で、通常の回線切替工事等とは異なる、一定の処理件数を保証した特別な受付・工事体制整備を求める契約を締結する一方、次の事項を求め協議を行った。

- ① 同契約で定めた費用負担（額）に関し、実費精算、実費の明細開示等
- ② 通常の受付・工事体制下におけるB社及びC社の各工事等ごとの処理可能件数の開示

しかし、B社及びC社は、これらに応じないとして協議が不調となったことから、上記事項を義務付ける契約の締結についてあっせんを申請する。

（3）あっせんに応じる考えはない旨の報告（第1号及び第2号）

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、A社を申請人とするあっせんの申請については、B社及びC社は、以下の理由から応じる考えはないので、その旨報告する。

- ① B社及びC社はA社との間で双方合意の上締結した契約に従い対応したものであり、A社が主張するような新たな契約締結に応じる考えはない。
- ② A社は、「申込受付処理及び工事等処理に要する人員の確保等に係る費用」について、「本契約書は実費精算を前提として締結された」と主張しているが、そのような合意の事実は一切ない。